

高取町高齢者見守りあんしんシステム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者からの急病、災害その他緊急事態（以下「家庭内の事故等」という。）による通報に隨時対応するための体制を整備することにより、高齢者の日常生活の不安等を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）高齢者 65歳以上の者をいう。

（2）高齢者見守りあんしんシステム 次条に規定する対象者宅に、簡単な操作で通報ができる装置（以下「通報装置」という。）を設置し、当該対象者からの家庭内の事故等による通報に隨時対応するための体制整備をいう。

（3）近隣協力員 通報装置設置者の住宅に短時間で行ける範囲に居住する者で、次に掲げる活動を行うものをいう。

ア 町又は第5条の規定により高齢者見守りあんしんシステム（以下「あんしんシステム」という。）の事業の委託を受けた事業者から通報を受けた場合における通報装置設置者の安否確認
イ その他あんしんシステムの利用に係る地域の協力体制の構築のために必要な活動

(対象者)

第3条 あんしんシステムを利用することができる者は、町内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）在宅のひとり暮らし高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けている者（以下「要介護等認定者」という。）

（2）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(事業の実施)

第4条 町長は、あんしんシステム事業（以下「事業」という。）において、次のサービスを提供する。

（1）通報装置を貸与すること。

（2）家庭内の事故等の通報を受信した場合において、24時間365日体制で対応すること。

（3）電話等により定期的に安否確認を行うこと。

（4）健康上の不安等の相談を24時間365日体制で受け付け、必要に応じて高取町地域包括支援センター及び奈良県広域消防組合高市消防署等への連絡調整を行うこと。

(事業の委託)

第5条 町長は、前条に規定する事業の全部又はその一部について、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(実施方法)

第6条 町長は、前条の規定により、事業の委託を受けたもの（以下「受託事業者」という。）が事業を行う上で必要となる通報装置の設置者に係る情報を当該受託事業者に提供するものとする。

2 受託事業者は、前項の規定により提供を受けた通報装置の設置者に係る情報を適切に管理するとともに、必要な設備を設け当該業務を実施する。

(守秘義務)

第7条 受託事業者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。この場合において、その職を退き、又は受託を受けた業務が終了した後も同様とする。

(申請)

第8条 あんしんシステムを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は高取町高齢者見守りあんしんシステム利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請の際、利用希望者は、2名以上の近隣協力員を選定し、近隣協力員選定・同意届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、高取町高齢者見守りあんしんシステム利用決定（却下）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請のあった利用希望者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、高取町高齢者見守りあんしんシステム利用承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により利用の決定をしたときは、決定通知書の写し及び承諾書の写し等事業の利用に必要となる利用者に係る情報を、速やかに受託事業者に通知するものとする。

(通報装置の設置)

第10条 前条第3項の通知を受けた受託事業者は、当該利用者の住居宅に通報装置を設置するものとする。

(費用負担等)

第11条 利用者は、あんしんシステムを利用するに当たり、月額500円を負担しなければならない。ただし、利用者が生活保護世帯に属する場合は、負担を要しない。

(通報装置の管理)

第12条 利用者は、善良な管理者の注意をもって通報装置の使用及び管理をしなければならない。

2 利用者は、通報装置を事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、担保に供し、又はその原状を変更してはならない。

3 利用者は、通報装置を破損し、又は紛失したときは、直ちに町長に報告し、その損害相当額を負担しなければならない。ただし、損害相当額の負担について過失に相当の理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

4 利用者は、通報装置の保守点検に協力しなければならない。

(変更等届)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、高取町高齢者見守りあんしんシステム利用変更等届（様式第5号。以下「変更等届」という。）により、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所の変更

(2) 緊急連絡先及び近隣協力員の変更

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) あんしんシステムの利用を取り消すとき。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、変更等届の写し等当該届出に係る情報を、速やかに受託事業者に通知するものとする。

(通報装置の返還)

第14条 町長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、通報装置を返還させるものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段によって通報装置の貸与を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、第11条に規定する利用料の支払を怠ったとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) あんしんシステムの利用を取消すとき。

2 町長は、前項の規定により、通報装置を返還させるときは、高取町高齢者見守りあんしんシステム利用取消通知書（様式第6号。以下「取消通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により、通報装置を返還させるときは、取消通知書の写し等の情報を、速やかに受託事業者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた受託事業者は、当該利用者の住宅から通報装置を取り外すものとする。

(事業の協力)

第15条 町長は、事業の実施に当たり、利用者の居住する地区的民生委員と密接に連携し、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。